(5) 時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検	出事項	是正を求める事項	措置の内容
財務部財政課	び時間外勤務命令を	世子項 全行った後に、時間外勤務を行った職員が 放置されていた事案が合計6件あった。 事実発生時期 平成28年4月 平成28年6月 平成28年7月		是正を求められた時間外勤務については、速やかに確認し、時間外勤務 実績の申請及び承認処理を行った。 これにより時間外手当の追給が発 生した職員に対しては、追給を行っ
				75.

財産活用課	対象受検機関		検	出事項	是正を求める事項	措置の内容
1.名 1.4t: 平成28年10日 末に申請・承認漏れがないかを確認す		時間外勤務実績入力人数1名2名1名1名1名1名1名1名	近で失念したままが 延べ件数 1件 3件 3件 1件 2件 1件 2件 2件 2件	東実発生時期 平成28年4月 平成28年5月 平成28年6月 平成28年7月 平成28年8月 平成28年9月 平成28年9月 平成28年10月 平成28年12月 平成29年2月	 速やかに必要な是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行わ	これにより時間外手当の追給が発生した職員に対しては、追給を行った。 今後適正な勤務管理を行っていくため、(1)所属職員が時間外勤務を行っため、(1)所属職員が時間外勤務を行った場合は、速やかに実績登録を行うこと、(2)直接監督責任者は、実績登録がされていない場合、当該職員に対し速やかに実績登録を行うよう指導すること、(3)直接監督責任者は毎月末に申請・承認漏れがないかを確認することについて、所属職員に周知徹底

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成29年6月14日から同年7月25日まで)

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容
府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課 魅力づくり推進課 国際課		外勤務実績入延べ件数	勤務命令を行った後に、時間外勤務を力を失念したまま放置されていた事業事実発生時期平成28年4月平成28年8月平成28年9月平成29年2月		速やかに必要な是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。	是正を求められた時間外勤務実績の登録・承認漏れについては、速やかに確認し、時間外勤務実績の登録・承認後、平成29年9月15日に追給した。 今後、時間外勤務の実績入力につけるとは、職員に対し、速やかに、行うよう毎月周知するととも承認を行うよとを承認を徹底するなど、適切な事務処理を行う。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年6月9日から同年7月4日まで)

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項 措置の内容														
福祉部 障害福祉室 障害福祉企画課 自立支援課 地域生活支援課				た後に、時間外勤務を行った職員だれていた事案が合計 22 件あった。	時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場 ついては、速やかに該当職員の時間外 合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を 勤務実績を確認し、時間外勤務実績の														
				_	人数	延べ件数	事実発生時期	行うとともに、直接監督責任者は総務事務シ 登録・承認後に総務サービス課へ依頼 ステムにより、職員の時間外勤務実績の入力 の上、時間外勤務手当の追給処理を行											
					4名	5件	平成28年4月	漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理 った。 を行われたい。 今後、直接監督責任者は総務事務シ											
					1名	1件	平成28年5月	ステムにより、職員の時間外勤務実績 入力漏れがないか把握を行うなど適											
						4名	5件	平成28年6月	正な勤務管理を行う。										
				1名	1件	平成28年8月													
				3名	4件	平成28年10月													
																1名	1件	平成28年12月	
																			1名
						2名	2件	平成29年2月											
		2名	2件	平成29年3月															
			l	Fr * (+_*) C															

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年6月8日から同年7月4日まで)

対象受検機関		検出事項	是正を求める事項	措置の内容
環境農林水産部環境管理室	 	客命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、 たまま放置されていた事案が合計27件あった。 事実発生時期 平成28年4月から平成29年3月まで	速やかに是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。	是正を求められた時間外勤務命令については、時間外勤務の有無を確認し、勤務実績承認処理等を行った。これにより時間外勤務手当の追給が発生した職員に対しては、総務サビス課への追給処理を依頼した。今後適正な勤務管理を行っていくため、(1)職員が時間外勤務を行うことがされていない場合、当該職員に対し速やかに登録を行うよう指導すること、(2)直接監督責任者は毎月末にとと、(3)直接監督責任者は毎月末にとけるいて、周知徹底を行った。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年6月7日から同年7月3日まで)

対象受検機関		検出事項	是正を求める事項	措置の内容
北千里高等学校		務命令を行った後に、時間外勤務 とまま放置されていた事案が合計 事実発生時期 平成 28 年4月	速やかに是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。	登録入力の上、学校総務サービス課に 依頼し、平成29年6月に追給を行った。 今後は、職員が時間外勤務実績の登 録を速やかに行うとともに、直接監督

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年5月23日)

対象受検機関			検出事項	是正を求める事項	措置の内容	
岸和田高等学校			ら命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、 まま放置されていた事案が合計2件あった。	速やかに是正措置を講じられたい。職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行うとともに、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。	登録入力の上、学校総務サービス課に 依頼し、平成29年11月に追給を行った。 今後は、職員が時間外勤務実績の登	
	人数	延べ件数	事実発生時期			
	1名	2件	平成28年4月			
					を行う。	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年6月1日)